

◎新潟県告示第787号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成29年6月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（メチルアミノ）-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン（通称名：Deschloroketamine、DXE、DCK）及びその塩類
- (2) 1-（4-クロロフェニル）-N-メチルプロパン-2-アミン（通称名：4-CMA、p-CMA）及びその塩類
- (3) 1-（4-シアノブチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-4CN-BINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成29年6月22日